

法律相談センター50周年



● 奥野 滋 Shigeru Okuno (37期)

当会の法律相談センターは、1972年（昭和47年）4月に開設されましたので、今年が50周年という年になりました。

本稿は、主なトピックを取り上げて、50年を振り返ってみようという企画で、委員の中で古株の私が執筆することとなった次第ですが、冗談半分ないし嘘半分の可能性もあるので、あまり信用しないでお読みください。

50年前の話を聞いてみてもしょうがないと思う人も多いとは思いますが、温故知新とも言いますし、法律相談センターが抱える問題点も少しは分かるでしょうから、我慢して読んでみてください。

黎明期

さて、法律相談センターの開設について、大先輩である故原後山治先生が、以下のように語っておられます。

「当会の法律相談は、有料相談として開始したのですが、無料が当然だとして、有料相談には反対がありましたし、弁護士会が弁護士の仕事を奪うのかという批判もありました。それに対して、私は、弁護士会は弁護士の職域を荒らすのではなくて、むしろ開拓する目的であること、広範に相談を受け、事件の解決は弁護士にしてもらうという意味でプラスなんだということ、また、職域を広げるのであり、狭めるのではないということをお答えしました」。

法律相談センターができる前は、弁護士会が行う相談は無料が多かったようで、有料化については、弁護士の抵抗があったことが分かるエピソードですね。

デパート相談

二弁の法律相談の特色として、法律相談センターを開設した1972年（昭和47年）の9月に新宿の京

王百貨店での法律相談を嚆矢とするデパート相談があります。この試みは、ほかのデパートにも影響したようで、1976年（昭和51年）に池袋の西武百貨店、1982年（昭和57年）には同じ池袋の東武百貨店と相次いで相談場所を増加させ、1986年（昭和61年）には東急百貨店の渋谷東横店、日本橋店に相談場所を開設し、いわば多角経営に手を染めていた時代でした。

これらのデパート相談は、相談件数の伸び悩みやデパートの改装などで、閉鎖したところもありましたが、池袋の西武、東武のデパート相談は、今日も継続しており、二弁の法律相談の中核を担っております。

新会館問題

話は飛びます。

1995年（平成7年）に今の会館ができる以前は、東京三会はそれぞれ会館を持っていましたので、法律相談も各会別々に行っていました。

しかし、新会館建設構想が始まると、当然、三会で、新会館での法律相談をどうするかという議論が起こることになります。1982年（昭和57年）頃から協議が始まり、1987年（昭和62年）に会館の敷地が決まったあたりから本格的な議論をし出したようです。

現在の会館の3階で「霞が関法律相談センター」として、三会の法律相談が行われていますが、こうなるまでには、紆余曲折がありすぎて、これを語ると夜が明けるので、簡単にお話しします（興味のある方は、図書館か理事者室で二弁創立70周年記念誌とか80周年記念誌にたどり着いてみてください）。

普通に行けば、法律相談を三会で一緒にやるか、各会別々にやるかの二択なのですが、そうは行かず、東弁・二弁と一緒にやりましょう派で、一弁が単独派だったため協議は難航しました。

1995年（平成7年）8月のスタート当初は、相談の受付は、1階で統一窓口としたのですが、3階の事務スペースと相談室については、東弁・二弁が一緒にAカウンターと称し、一弁は別のBカウンターという形で行われることになりました。

後に統合することになりますが、実に変則的なスタートでした。

東京フロンティア基金法律事務所と 新宿法律相談センター

新会館の法律相談とは別に、クレサラ問題が多数発生する時代を迎え、これに特化する形で、1998年（平成10年）9月に四谷法律相談センター（今の四谷法律相談センターとは別物です）が、翌年9月に神田法律相談センターが開設されましたが、いずれも三会共同での運営であり、二弁は単独で外部法律相談センターは運営していませんでした（デパートはありましたが…）。

そのような折、2000年（平成12年）の日弁連の司法改革宣言を受けたか受けなかったか記憶にありませんが、「市民の司法」実現の一環として、「弁護士偏在の解消」、「公設事務所の設置」が謳われ、二弁でも、弁護士偏在を原因とする地方の司法過疎解消のため、また、東京においても、通常の弁護士が対応しにくい事件があり、いわば事件過疎という状況が発生していることを解消するため、2001年（平成13年）9月、都市型公設事務所として、新宿3丁目の通称追分だんごビルに「東京フロンティア基金法律事務所」を開設し、これに併設する形で、二弁で初めての単独外部法律相談所である「新宿法律相談センター」を開設しました。

新宿法律相談センターは、2015年（平成27年）、東京フロンティア基金法律事務所と一緒に四谷三丁目へ移転し、四谷法律相談センターと改称しましたが、相談者が相談担当弁護士をネットで選択できる弁護士アポというシステム、建築相談その他二弁独自の法律相談も継続して実施し、二弁の法律相談の中核を担っております（相談件数は伸び悩んでいますが…）。

法テラスの出現

さて、法律相談センターにとって、最も影響が大きかったことと言えば、2006年（平成18年）の日本司法支援センター（法テラス）の誕生と断言していいでしょう。

我が国の民事法律扶助は、法テラス誕生前には、財団法人法律扶助協会が担っておりましたが、扶助の規模が先進国の中でも極めて小さく、市民が司法を利用しにくいとの批判がありました。法テラスは、民事法律扶助の大幅な拡充を大きな柱とする形で設立されました。

規模の拡大に伴い、当然法テラスでの無料法律相談件数が増加するわけですが、資力の乏しい市民に対する民事法律扶助の拡大は、弁護士会としての悲願でもありましたので、弁護士会の有料法律相談と法テラスの無料法律相談は、いわば車の両輪であるということで、これを受け入れてきました。

しかし、弁護士の大幅な増員により個別の弁護士の法律相談が増加する傾向もあり、法テラスの無料法律相談の増加も相まって、弁護士会の有料法律相談の件数は大幅に減少するという結果になりました。

二弁だけでなく、各弁護士会も創意工夫を重ね、法律相談件数の回復に力を注いでいますが、残念ながら効果があるとは言えない状況が続いております。

法律相談をいわゆる箱物で行おうとすればコストがかかりますし、時代はオンラインでの相談を可能とするようになりました。

50周年記念の行事として、今年の10月にオンラインの無料相談を実施しました。これが次代のツールとなり得るかどうかは、8月に原稿を書いている私には分かりませんが、結果はどうだったでしょうか。

以上、法律相談センター開設50周年で明るい話ができなかったのは残念ですが、字数も尽きましたので、「さてこの先法律相談センターはどこに行くのだろうか？」という謎かけと、「五里霧中 夢中で過ぎし 半世紀」という一句で本稿を終えることとします。

